実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和八年一月七日
日時　令和八年一月十三日（予備、同月十四日及び同月十九日から同月二十一日）の〇六〇〇から一七〇〇まで
区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間
実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和八年一月七日
日時　令和八年一月十四日、同月十九日及び同月二十四日（予備、同月十三日、同月十五日、同月十六日、同月二十日から同月二十二日、同月二十五日及び同月二十六日）の毎日〇七〇〇から一九〇〇まで
区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和八年一月七日
日時　令和八年一月十九日及び同月二十四日（予備、同月二十日から同月二十二日、同月二十五日及び同月二十六日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三二度二〇分一二秒
(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒　北緯三二度二〇分一二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三二度四七分一二秒

実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和八年一月七日
日時　令和八年一月二十三日（予備、同月二十四日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和八年一月七日
日時　令和八年一月二十三日（予備、同月二十四日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒
(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒
(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和八年一月七日
日時　令和八年一月二十三日（予備、同月二十四日）の一〇〇から一八〇〇まで
区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海陸面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九号

自衛隊の使用する船舶の信号符字の付与を次のとおり告示する。
令和八年一月七日
防衛大臣　小泉進次郎

信号符字	名称	付与年月日
ＪＳＮＶ	あまつそら	令和七年十月二十三日
ＪＳＰＨ	あおぞら	令和七年十一月六日
ＪＳＮＰ	さくら	令和七年十一月十三日
ＪＳＴＬ	たちばな	令和七年十一月十三日